

大会参加資格について

第18回東京都障害者スポーツ大会に出場できる選手は次の条件を満たす方となります。

1 身体障害部門

身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた方、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある方
平成29年4月1日現在で中学生以上の方

2 知的障害部門

厚生事務次官通知による療育手帳(愛の手帳)の交付を受けた方、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある方
平成29年4月1日現在で小学生以上の方

3 精神障害部門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある方
平成29年4月1日現在で中学生以上の方
※卓球競技については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で平成29年4月1日現在中学生以上の方のみ

4 各部門の共通事項

原則として、都内に現住所を有する方
※ただし、都内に所在する学校・障害者支援施設等団体に所属している方は、参加が可能